

令和8年度

事業方針ならびに事業実施計画

社会福祉法人
度会町社会福祉協議会

○ 度会町社会福祉協議会事業方針	P.2
○ 令和8年度 事業実施計画	
1 法人運営	P.4
2 地域福祉事業の推進	P.5
3 相談・援助事業の推進	P.9
4 民生児童委員との協働事業	P.10
5 各種団体への関わり	P.10
6 各種募金活動への協力	P.10
7 各種大会の開催・参加	P.11
8 介護保険事業の実施	P.11
9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施	P.11

令和8年度 度会町社会福祉協議会事業方針

1 現状と基本理念

少子高齢化や人口減少、家族形態の変化、物価上昇、災害リスクの高まりなどにより、地域の暮らしを支える課題は複雑化・複合化しています。介護、障がい、生活困窮、ひきこもり、孤立などの課題が重なり、困りごとが見えにくく、深刻化してから表面化するケースも少なくありません。一方で、地域には顔の見える関係の中で支え合う力がありますが、つながりの希薄化や担い手不足により、その力が十分に発揮されにくい状況にあります。

こうした中、当会は「お互いさまで支え合い、自分らしく暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進と介護保険事業・障がい福祉事業の充実及び安定的な運営を重要な柱として、相互に連動させながら推進いたします。

2 事業推進の考え方

事業の推進に当たっては、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、必要な支援や活動を的確につないでいくことを基本とします。生活課題や困りごとは、相談窓口をはじめ、民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア、団体、事業所、関係機関などとのつながりや信頼関係を通じて把握し、連携を図りながら適切な支援につなげます。また、相談支援、地域づくり、介護保険サービス、障がい福祉サービスが相互に連携し、切れ目のない支援となるよう体制づくりを進めます。

3 地域福祉の推進

地域福祉については、生活課題の早期把握に努め、相談支援と地域づくりを一体的に進めます。まるごとふくし相談窓口をはじめとする各種相談機能を通じて、複合的な課題や制度のはざまにある課題についても受け止め、関係機関と連携しながら必要な支援につなげます。また、ふくしほっとカフェ、地区別交流会、世代間交流会、福祉ふれあいまつり、ユニバーサルスポーツ体験交流会などを通じて、人と人がつながり、支え合える地域づくりを進めます。

4 担い手づくりと新たな取組

住民主体の支え合い活動を進めるため、「地域お助け隊」の充実や、チャボラに加

えた中学生・高校生向けボランティア教室の実施などを通じて、次世代も含めた担い手づくりを進めます。また、夏休みには、小・中学生の学習支援と食事を交えた交流の機会を試行的に設け、多世代のつながりづくりに取り組みます。さらに、令和 8 年度は新たに、ひきこもりサポート事業のうち相談支援事業を実施し、本人や家族に寄り添いながら、関係機関や既存事業と連携し、切れ目のない支援につなげます。

5 介護保険事業

介護保険事業については、利用者の尊厳の保持と自立支援を基本に、通所介護、訪問介護、居宅介護支援等を通じて、安心・安全で質の高い介護サービスを安定的に提供し、住み慣れた地域での生活継続を支えます。あわせて、法令遵守、安全管理、個人情報適切な取扱い、研修体制の充実等を図り、適正な事業運営を継続します。

6 障がい福祉事業

障がい福祉事業については、障がいのある方や障がいのある児童が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、権利擁護と意思決定支援を重視し、計画相談支援、障害児相談支援、居宅介護、基準該当生活介護、日中一時支援等を通じて、地域生活の継続と社会参加を支えます。あわせて、安全・安心の確保と支援技術の向上を図るとともに、地域福祉部門や関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援につなげます。

7 災害対応と法人運営

災害に備えては、平時から福祉と防災の連携を深め、災害ボランティアセンター運営訓練や人材育成を継続し、発災時に円滑に対応できる体制の確認と強化を図ります。さらに、共同募金や寄付、社協会費の意義や役割を分かりやすく発信し、地域の協力と財源を活かしながら、適正で信頼される法人運営を進めます。

以上の方針のもと、地域福祉、介護保険事業及び障がい福祉事業がそれぞれの役割を果たしながら連携し、法人全体として一体的に事業を進めることにより、住民の皆さまが安心して暮らし続けられる地域づくりを進め、地域で支え合いながら、ともに生きる地域社会をめざします。

令和8年度事業実施計画

1 法人運営

(1)法人運営の経営体制の強化

- ・役員(理事・監事)の改選
- ・理事会の開催
- ・評議員の改選
- ・評議員会の開催
- ・評議員選任・解任委員の改選
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・各種法令に基づく諸規程等の整備
- ・監事による監査の実施(月例監査・決算監査)
- ・財務諸表、現況報告の公開
- ・個人情報保護法に基づく適切な情報管理
- ・指定管理者制度に基づく地域福祉センターの運営・管理

(2)役職員の資質向上

- ・役職員研修の実施
- ・職種別職員研修の実施
- ・関係機関が開催する研修会への派遣
- ・災害時における職員の緊急体制の強化

(3)各種関係機関・団体等との連携

- ・民生委員児童委員協議会
- ・福祉団体への支援・協力
- ・県社協及び近隣社協との連携強化

(4)財源の確保

①社協会費の募集

- ・社協会費

正会員 1,000 円以上

特別会員 2,000 円以上

賛助会員 3,000 円以上

法人への募集(6月)

世帯への募集(7月)

②寄付金の受付

③ボランティア基金箱の設置

(5)広報・啓発

・社協広報紙(ふくし:わたらい)の発行(毎月)

・ホームページの運営

地域に向けた情報の発信・公開

・福祉ふれあいまつりの開催

2 地域福祉事業の推進

(1)支え合いの人づくり

①担い手の育成と福祉教育の推進

・地域福祉の担い手の育成

ボランティア養成講座(地域ささえあい活動サポーター養成講座 8月)

福祉講演会の開催(1月)

高校生と高齢者の交流事業

・地域共生に向けた福祉意識の向上(福祉教育の推進)

福祉体験教室(小、中、高校)

チャボラ養成講座(8月)

福祉協力校の指定(小学校・中学校・高校・特別支援学校)

【新規】ココボラ(中・高校生ボランティア養成講座)

ココロでつながるボランティア

小学生向けのチャボラに加え、中学生・高校生を対象としたボランティア講座を新設し、地域福祉への参加の入口を広げます。認知症カフェでのボランティア体験、車いすバスケット体験、よってこカフェでのボランティア体験などを通じて、福祉の現場に触れる機会を提供し、ボランティア活動につながる児童・生徒の育成を図るとともに、継続的な担い手の育成につなげます。

②小地域福祉活動の充実

・地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携

ボランティアセンター事業

- i) ボランティア連絡会の活動支援
- ii) ボランティアの集い
- iii) ボランティア活動保険の加入
- iv) ボランティアに関する情報の提供
- v) ボランティア養成講座の実施

・地域お助け隊事業(日常生活の些細な困りごとの解消)

少子高齢化の進行と担い手不足が深刻化する中、地域お助け隊を「地域ささえあい活動」の入り口として位置づけ、身近な困りごと支援への参加をきっかけに、継続的な支え合い活動へつながる仕組みとして展開していきます。令和6年度から利用対象者を一般世帯まで拡大していることを踏まえ、人材確保と育成の強化を図るとともに、地域お助け隊員の募集と研修会の実施(2回)、地域住民への事業周知、登録隊員へのマッチング強化の仕組みづくりを進めます。これにより一人でも多くの隊員の活動につなげ、担い手の裾野拡大と定着を図ります。

③地域福祉に携わる団体との協働

・協働による福祉のまちづくり

民生委員児童委員、福祉推進員の合同研修会の開催

地域福祉活動促進に関する広報・啓発活動

・行政・社会福祉協議会の協働

地域福祉計画との連携

第2期地域福祉活動計画(令和6年度から令和11年度まで)に基づく取組の推進

(2)安心・安全な仕組みづくり

①気軽に相談できる場所づくり

・相談支援体制の充実

ふれあい福祉相談事業

- i) 法律相談(年5回)

ii)一般相談(随時職員対応)

生活困窮者自立支援事業(生活困窮に関する一次的な相談窓口)

家計相談事業

ふくしほっとカフェ(年4回)

移動型出張相談所(旧小学校単位、公民館等利用)

②要援護者への見守り活動等の充実

・見守りネットワーク活動の推進

緊急連絡カードの作成

i)一人暮らし

ii)高齢者世帯

iii)見守りが必要な人

「ふれあい食事サービス」の実施

i)毎週火・金曜日に食事の提供

民生委員児童委員による見守り活動の実施

・一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

日常生活自立支援事業の推進、普及啓発

③交通安全・防犯・防災の取り組み

・地域での交通安全対策の推進(老人会での交通安全教室の開催等)

・防犯・悪質商法などへの対策

様々な機会を通じた注意喚起

詐欺防止のための講演会の開催

・災害に強い支援体制の構築

自主防災への支援

災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施(1月)

災害ボランティアセンター運営訓練(2月)

(3)ふれあいの場づくり

①地域でつくる交流の場づくり

・地域の手による拠点づくり(集いの場立ち上げへの支援)

②多世代交流機会の提供

・集い、憩い、学びの交流の機会づくり

・地域のつながりを活かした世代間交流

世代間交流会の実施(6月、9月、11月)

(中川地区、内城田地区、小川郷・一之瀬地区)

高齢者交流事業

・地区別交流会(11月)

中川地区、内城田地区、小川郷地区・一之瀬地区

・米寿以上の方のお祝い(9月)

障がい者スポーツ交流事業

・障がいの有無にとらわれずにスポーツを通じて交流する場をつくる

ユニバーサルスポーツ体験交流会(6月、10月)

【新規】ミライまなび食堂(年1回)

小学生・中学生を対象に、夏休みの宿題等の学習支援と昼食提供を組み合わせ、子どもが安心して過ごせる場所を試行的に設けます。学習支援ボランティアとして教員OBや教員を目指す大学生、民生委員等の協力を得るとともに、調理ボランティアに昼食提供を行い、地域のつながりを活かした支え合いの場づくりを進めます。

(4)地域生活を支える環境づくり

①移動手段、交通手段の確保

・移動手段の確保

福祉有償運送事業

②障壁のない環境づくり

・利用しやすい安心、安全な環境づくり

公共施設のバリアフリー化、歩道の新設や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等についての住民や施設利用者からの声を行政に伝え、安心・安全な環境づくりを目指します。

・情報のバリアフリー化

広報紙等の発行、ホームページの利活用

③思いやる心を育む環境づくり

・人権尊重意識の醸成

小学校・中学校での福祉教育やボランティア講座の開催など、福祉への理解を
求める学習・懇談の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図ります。

3 相談・援助事業の推進

(1) 障がい者福祉

・障がい者(家族)への相談支援
・就学児童への支援(日中一時支援)

(2) 児童福祉

・児童相談所や学校との連携
・相談ケースに対応した支援

(3) 低所得者福祉対策

・生活福祉資金貸付事業

(4) 日常生活自立支援事業の実施

・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者への支援
福祉サービス利用の支援
日常的金銭管理サービス

(5) 生活困窮者自立支援事業(令和7年度開始)

・本事業は、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談を受け付ける一次
相談窓口として、生活状況や課題を整理したうえで、制度・サービス等の情報提
供や助言を行い、必要に応じて今後の見通しを共有しながら支援方針を検討し
ます。支援にあたっては、県社会福祉協議会と連携し、役場、福祉事務所等の関
係機関と情報を共有しながら、支援の役割分担を確認のうえ、必要な制度・サー
ビスの利用に向けた申請手続きの支援や連絡調整を行います。また、必要に応
じて支援内容を整理した計画を整え、支援開始後は状況の確認と見直しを行い
ながら継続的に伴走して、生活困窮者の自立の促進を図ります。

(6) 生活困窮者自立支援法に関する事業

・みえ福祉の「わ」創造事業

【新規】ひきこもりサポート事業

事業内容

・相談支援事業として、対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。また、対象者の相談内容等に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐとともに、その後も当該機関と情報交換を行うことにより、対象者への支援状況を把握し、継続的な支援を行うものとします。

4 民生委員児童委員との協働事業(福祉ニーズに対応した福祉のまちづくりの推進)

- ・定例会開催(毎月)
- ・訪問活動による福祉ニーズの掘り起こし
- ・各種研修会、事業への参加
- ・在宅福祉サービス利用への支援
- ・一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5 各種団体への関わり

(1)各種団体の自主的活動への支援

- ①老人会
- ②身体障害者睦会
- ③母子寡婦福祉会
- ④民生委員児童委員協議会
- ⑤遺族会
- ⑥保護司会

(2)当事者団体の支援

- ①在宅老人介護者の会 (高齢者)
- ②手をつなぐ親の会 (障がい者)

6 各種募金活動への協力(各種募金活動の啓発と推進)

(1)共同募金活動の実施(10月～3月)

- ・一般募金 全戸、学校、職域、法人など
- ・歳末募金 全戸
- (2)日赤募金の協力(5月)
 - 会員の募集
- (3)その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7 各種大会の開催・参加

- ・三重県社会福祉大会

- ・福祉ふれあいまつり

10月25日(日)

8 介護保険制度による福祉サービス事業

(1)地域福祉センター

- ・通所介護事業、第1号事業 通所型サービス
- ・訪問介護事業、第1号事業 訪問型サービス
- ・居宅介護支援事業

(2)れんげ草(支所)

- ・地域密着型通所介護事業、第1号事業 通所型サービス

9 障害者総合支援法に基づく事業の実施(地域福祉センター)

- ・デイサービス

基準該当生活介護事業

日中一時支援事業

- ・ホームヘルプサービス

居宅介護事業

重度訪問介護事業

移動支援事業

- ・サービス利用計画書の作成

特定相談支援事業

障害児相談支援事業